## 全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

ロシア革命と憲法制定議会Ⅰ・ii

早

Щ

弘

道

ソヴェト権力の樹立と憲法制定議会

 $\equiv$ = 憲法制定議会選挙の経過と結果 召還権問題について

プロレタリア独裁か、憲法制定議会か

(本文中、黒丸傍点は原著者、白丸傍点は早川によるものである)

一九一七年十月二四日から二五日にかけてのソヴェト軍事革命委員会を基軸とする果敢な活動によって、ロシアの

士、農民諸君へ!』という著名なアッピールには、ソヴェト権力が「適当な時期に憲法制定議会を召集することを保 国家権力は労農人民の掌中に入った。 二五日に 開催された第二回全ロシア労兵ソヴェト大会が発した 『労働者、 兵

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

= = =

ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

にわたって解決されらる」という文言がそのまま掲げられていた。 ての講和提案を憲法制定議会にもちこんでその決定にゆだねより」との一節がみられる。また『土地についての布告』 法制定議会が召集されるまで、国を統治するために、臨時労農政府を創設し、これを人民委員会議と呼ぶ」と宣して 同様であり、 特に社会革命党(エスエル)の草した「土地問題は 全人民的憲法制定議会に よって はじめて 全範囲 同時に採択された 『平和についての布告』に関するレーニンの結語には、「わ さらに 『労農政府創設についての決定』は、「憲 われは全

い

貫かれている。 式の支持承認を獲得していなかったことをも考慮する必要がある。革命の利益は、 渡的性格から「臨時政府」と宣せられたにすぎない。また軍事革命委員会と労兵ソヴェト大会によって創出された臨 府に優越することを導くとすれば、それは大きなしかも決定的な誤謬にほかならない。何故ならそれは、 待って初めてなされ得るということが理解できる。しかしそのことの故に、 ト大会諸決定に内在する本質的論理に背反するからである。大会決定には、 以上のことから、 新政府の階級的 過渡的権力としての臨時政府を強化発展させる機関としての 役割が 労働者階級の最良の同盟部隊である広汎な貧・小農層-プロレタリア独裁自体が「臨時的」であるわけではなく、ただその政府としての権力的表現形態の過 樹立された新労農政府が臨時的性格を帯び、 権力の最終的な基本構成は、 -組織的にはロシア農民代議員ソヴェ 憲法制定議会がソヴェト及びソヴェト政 プロレタリア独裁のより合法則的な実現 憲法制定議会に 存するという 論理が いかなる形式論より重たい 憲法制定議会の召集を 先の もので ソヴェ め公

革命の利益に真に

致するものであったのである。

階級情勢の質的な諸転換に対応して、一層有機的にプロレタリア独裁の構成物に成長する契機と、 かくて憲法制定議会の召集は、プロレタリア独裁の合法則的で円滑な創出の現実的な主要件の一環とされつつも、 プロレタリア独裁

、の敵対物に転化して強力的に、もしくは合法的に解消される契機とを同時に内包していたのであった。 「SI

上いかなる有効性を持ち、 ロレタリア独裁の創出過程における憲法制定議会の位置を検討する際、レーニンの「結合型」理論が現実的実践 真理性を有したかを検証することはきわめて有益であり、重要である。 「結合型」 理論と

は、 ヴ マルクス主義の国家と革命の理論を土台として、民主主義・社会主義革命のロシア的特質に規定されたボリシェ

に「発展の理論」という呼称を獲得している。階級的実力に基づく二重権力の現実的止揚によって生みだされた「ソ 証法が貫かれていた。 は、決して機械的、単線的なものではなく、生きた現実の複雑な運動としてあった。したがってそこには社会発展の弁 ア・プロ独裁の創出が、 ィキの権力構想の実践的な環を支えるものであった。それは、コンミューン的原則の大衆的実践に媒介されたロシ レーニンは事物の運動の解明に際して、常に唯物論的・弁証法的見地を堅持した。それは いかに具体的に措定され、物質化され得るかという問題に対応 し て い た。しかもその過程 一般

プロレタリア独裁の本質と現象形態の相関としてのレベル、及びプロ独裁のロシア的表現とその端緒の相関としての 接的存在形態としての人民委員会議」とは、この発展理論に即して論理的に区別されるべきである。同時に両者は、 ヴェト権力-―質としてのプロレタリア独裁」と、労兵ソヴェト大会を媒介にして形成された「臨時労農政府 直

ルという二重の論理を内在させている。「臨時」の句を根拠にして、ソヴェト権力の憲法制定議会権力への解消と

 $\nu$ 

全

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

え る。(7) か、両者の二重政体化を必然視・正当視する論者の多くが、この論理を無視していることは非常に興味深いことと言

次にこの二重の論理を検証するためにも、憲法制定議会の選挙に至る過程を幾つかの論点に分けて検討する。

リア独裁の国家としてあった。レーニンは、十月二五日のペトログラード労兵ソヴェトの会議で次のように報告して 検討である。旧臨時政府(ケレンスキー政権)が蜂起によって倒壊した地点において、新臨時政府の本質はプロレタ 第一の論点は、 客観的な階級情勢の質及び国家論のレベルでの移行形態の可能性の角度からする「結合型」

なければならない。」 統治機関がつくりだされるであろう。」「ロシアで、われわれはいますぐ、プロレタリア社会主義国家の建設に従事し 「被抑圧大衆自身が自分で権力をつくりだすであろう。旧国家機関は根本的に粉砕されソヴェト組織という新しい いる。

によって常に表現される。二重権力の止揚の可能性は、平和移行の条件の消滅、革命主体の形成等の要因に基づき、 革命における権力移行の階梯性と現実形態は、歴史における可能性と現実性、必然性と偶然性の弁証法の絡み合い

権力が生成することによって、憲法制定議会の歴史的性格と役割もまた大きく転換したのであった。ブルジョア民主 両首都での蜂起を起動力として、現実性に転化された。このことに伴って、一挙に社会主義的性質を有するソヴェト

共和制の主環として予定された憲法制定議会は、必然的に未来への発展より以上に過去への反動の色彩を濃くするこ とを余儀なくされた。「議会」 はこの時点で、 階級闘争を規定することはあっても、それを窮極的に決定することは

である。二重権力状態の下で憲法制定議会を待たずに蜂起した前衛部隊に対して第二回全露ソヴェト大会が確固たる 産主義者には「寿命のつきたもの」であっても、階級や大衆にとって「寿命のつきたもの」とはなっていなかったの つつあった一方で、ブルジョア民主主義的成熟を充分に獲得することが困難な状況にもあった。「議会主義」 は、共 度の前進を促すことである。ロシアの人民は、ソヴェト運動を通じてプロレタリア民主主義の最良のものを身につけ 働者階級と貧・小農層との階級的団結を 促進する 任務が付与された。可能性の第二は、議会に対する人民の政治的態 をはるに上回る積極面を有していた。同議会には、当時ソヴェト権力が最も欲した被抑圧階級の総団結、とりわけ労 同盟の新たな前進の獲得を可能にするものであった。同議会は、反革命派の跳梁を一定程度許容するという負の側面 在しない段階で、全国規模での人民議会の選挙カンパニアは、農村における階級闘争の性質と課題を明確にし、 とであった。農民ソヴェトがエスエルを中心とする右翼的中間派にいまだ握られており、労兵ソヴェトとの同盟の存 されたわけではなかった、プロレタリア独裁としてのソヴェト権力の最終的勝利にとって有効な役割を果たし得る新 に後退していた。だが同議会は依然として、十月革命前における人民闘争の前進の指標として有した性格自体を否定 たな可能性をもっていたのである。その第一は、農村革命の勝利に寄与するという新たな歴史的任 務 で あ る。 「人民革命」の完遂を通じて社会主義建設をおし進めるためには、農村における「社会革命」の徹底が不可避的なこ ボリシェヴィキに政権を託した時、ロシアの勤労大衆は、ブルジョア議会主義を確実に踏破して新た

できなかった。ソヴェト権力の樹立された時点では、憲法制定議会による人民の事業への積極的貢献の可能性は確

な政治意識を獲得することに成功した。しかしそのことは、農民をはじめとする勤労人民全体から議会主義を一掃し

たことは、不自然なことでは決してなかった。人民は現実の階級闘争を通じてのみ成長し得るし、またそうせねばな 人民大衆が、十月変革の過程で政治的要求の主要なもののひとつとして自らの憲法制定議会を今こそ手にしようとし たことを意味しない。苛酷な政治的経済的条件の中を、ひたすら民主的な人民代表機関の実現を目指して歩んできた

全土に伝播させる可能性の実現と対応するものであったことは言うまでもないことである。 第二の論点は、過渡期の社会主義建設とその防衛を、労農大衆に依拠することによって指導的・自覚的に担ら部隊

らなかったのである。こうした二つの可能性を実現することは、とりもなおさず、十月革命の諸成果を急速にロシア

変更を迫ったのだった。同党中央委員会内に少数ながら 「反対派」 を形成したカーメネフ、 ジノヴィエフ、 ルイコ 同党内には、「立憲的幻想」 を基礎にした政治的右翼日和見主義が再度発生し、 政府構成の問題を中心に党の路線の であるボリシェヴィキ党自体の政治的・思想的強化との関連で、憲法制定議会を把えることである。十月革命直後の フ、ノーギンらは、ブルジョア的議会主義の見地から状況を「解釈」し、そこから路線を「考案」することを得意と

第二回全露労兵ソヴェト大会は、勤労人民の名と力において「臨時労農政府」を樹立したのであった。大会は勤労人 座を棚上げして、憲法制定議会召集による名目的合法性と多党制政府による見せかけの安定性のみを要求した。だが した。「反対派」は、 プロレタリアートの階級的団結、 農村での社会主義革命の遂行、プロ独裁権力の強化という視

は、 そ、 つまるところプロレタリア独裁の思想と理論に大きな弱点を持っていたと考えられより。さらにこの時期にエス 新権力がプロレタリア独裁の端緒的権力形態であり得たのであった。 このことを理解しようとせぬ 「反対派」 民の意思に基づきボリシェヴィキ党に政府構成を委ねた。新臨時政府がこうした人民の意思と力を淵源とするからこ

先述した通りである。出版問題、ヴィクジェリ問題等をひきあいに出し、要はプロレタリアートの独裁に反対するこ 味していた。カーメネフら「反対派」がこうした政治的潮流の威嚇と懇願に影響されやすい下地を持っていたことは 故に、新連立政府構成の資格を事実上放棄した結果となっていた。こうした諸党が新臨時政府に対する「一党独裁」 が人民の階級的総団結と革命的合法性の追求のために最大限の努力を傾注していたことを如実に物語っている。一方 主主義崇拝と小ブルジア的不満との融合体であり、反革命的旧勢力の策動に最大限の「ひさし」を貸すことのみを意 の非難を唯一の拠り所とする攻撃を開始したことは、いかなる意味を有していたか。それはブルジョア的「純粋」民 メンシェヴィキやエスエル右派等は、第二回大会を途中退場して自ら人民の意思と決定に背を向けてしまっていたが ル左派への政府参加要請が公式になされていたという事実は、革命直後のきわめて困難な時に、ソヴェトと新政府

砕、そしてボリシェヴィキ内部に根強く巣くり「立憲的幻想」の実践的克服を目指して、憲法制定議会の全国的選挙 カンパニアという短期の集中的政治戦を提起したのだった。 こうした最初の政府危機に際して、新臨時政府とボリシェヴィキ党は、農村革命の開始、農民ソヴェトの革命派 中間左派勢力(エスエル左派等)の統一戦線への組織化、 中間右翼勢力内のブルジョア議会主義待望論の破

とのために、ノーギン、ルイコフらは人民委員を辞職する挙にでた。このことは逆に、十月蜂起の勝利で鍛え済みの

ボリシェヴィキ党において、彼らの路線の勝算がきわめて乏しかったことを意味するものであった。

戦、階級闘争を通じて徹底的に粉砕することに関連する問題である。彼らは影響力の残存するモスクヮ周辺、南部∙東

ブルジョアジー・旧地主の反革命ブロックの

「二面作戦」を過小評価することなく、

現実の政治

位置づけられた。「ソヴェト武装蜂起の不法性」という非難と「憲法制定議会の民主性」 の要求とからなる 彼らの策 府煽動を組織していた。その際彼らが一貫して引延ばしてきた憲法制定議会選挙が、残された最も有効な武器として 部ロシア地域で武装反革命を具体的に準備する一方で、中間右派勢力の小ブルジョア的要求の陰に隠れて巧みな反政 動は、小ブルジョア諸党派を右からつき上げることによって、新政府の崩壊、ボリシェヴィキの内部分裂、農村にお

は、ブルジョア的議会を召集するという己の約束を放棄しはしなかった。」 してボリシェヴィキを非難することが可能となる。だがソヴェト権力は反対者の宿望を看破した。ボリシェヴィキ党 「カデットは、ボリシェヴィキが直ちに憲法制定議会の選挙を取消すことを願った。そうすれば民主主義の侵害と

ける混乱とを狙うものであった。ミンツは次のようにこの事情を要約している。

つつ、国際的矛盾の網の目を、一分の隙も見せることなく突破したのである。 だしをすることはできずにいた。最悪の場合でも小ブルジョア勢力が主導権を握る憲法制定議会の出現を待つことに る憲法制定議会を初めて地上のものとすることを宣言した新政府に対し、政治的・経済的圧力を加えつつも、 まず事態を憂慮の目で注視していた。だが旧臨時政府の果たし得なかったロシア・ブルジョア民主主義のあかしであ アへの政治・軍事両面からの干渉にのりだすことは必至であった。諸列強は当然のことながら、社会主義ロシアを望 者であるドイツについてはともかくも、連合国である英・仏・米・日等の諸列強が、対独戦線保持に名を借りてロシ よって、列強の利益は充分保障されるはずであった。第二回ソヴェト大会の諸布告は、人民の意思を全面的に表現し 第四に、第一次世界大戦のさなかに生まれでた社会主義国家の国際的諸条件の顧慮が必要である。侵略の直接当事

定議会の選挙施行に関する特別決定を採択し、総選挙が同年十一月十二日から行なわれることになった。政府決定の 以上の四点に集約される政治的契機の下に、人民委員会議とボリシェヴィキ党中央委員会は、十月二七日に憲法制

全文は以下の通りである。

ければならない。」 線兵士機関は、定められた期日における憲法制定議会選挙の自由かつ適法的な施行を確保するために全力を傾注しな なければならない、②全ての選挙委員会、地方自治機関、労働者・兵士代議員ソヴェト、農民代議員ソヴェト及び前 人民委員会議は(以下の如く)決定する。⑴憲法制定議会の選挙は、定められた期日、即ち十一月十二日に施行され 「農民代議員の同感を以て労働者・兵士代議員全ロシア大会により選任された共和国政府の名において、 ソヴェト

管理義務をそのまま残して、ソヴェト権力は最終的保証のためにソヴェトと軍事委員会にもまたその義務を負わせた」 惑をひめつつ約二週間の政治戦に取組んだ。ここで十月二七日政府決定に基づき「選挙委員会と市ドゥーマとに選挙 十月革命直前に選挙委員会に提出されていた各党候補者名薄によって、同委員会の管理の下に、各政党は各々の思

る人民委員会議からの報告要求を無視する一方で、地下に潜った旧政府メンバーと常時接触を維持し、憲法制定議会 だが選挙委員会は、旧政府の最後の合法的な砦としての役割を頑強に追求した。全ロシア選挙委員会は二度にわた

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

ことの意味は非常に大きいと言えよう。

最大限に利用しての「合法的」反政府活動に執着した。地方選挙委員会もまたボリシェヴィキの影響下に ない 地 域 の召集権が旧政府にあるかのようにみせかけようとした。委員長のアビコフ及び副委員長のナボコフは、その権限を で、自ら選挙規程を蹂躙する行動をしばしばとった。選挙人名薄の作為的遺漏、ポリシェヴィキ候補者名薄の隠匿:

策が加わった。 他党によるボリシェヴィキの詐称、文盲を利用しての詐術が横行した。さらに農民の信仰心を利用した僧侶たちの画

この深刻な政治戦(期間を限定しての公然たる階級闘争)の過程で、ロシア最大の政党であった社会革命党(エス

名薄(左右両派のメンバーが混在している名薄)の支持・不支持を選挙民に求めることになり、選挙後の大きな政治 生したこの事態は、名薄変更の技術的不可能性から、存在していない党――左右分裂以前の社会革命党の統一候補者 エル)が左右に組織分裂を起こし、新たに「左翼社会革命党臨時中央ビューロー」が成立した。選挙戦のさなかに発

的争点となったのである。

いない。しかし現在までに積重ねられてきた資料発掘と研究作業によりほぼその全容は明らかとなっている。その代 第一回憲法制定議会の選挙結果は、選挙委員会が旧臨時政府の組織したものであったこと、多民族からなる広大な 通信網及び記帳組織の不備、さらに選挙後の激しい内乱等々の悪条件から、いまだ完全な統計資料は得られて

表的なものとしては、闰一九一八年のスヴャチツキーによる集計、山それに基礎をおいたレーニンの研究、〇一九三 ○年の十月革命アルヒーフ主催下の統計、⑷一九四○-四一年の『国内戦史』編集委員会の集計、⑹一九五○年のアメ8

リカのロシア史研究者であるラドキーの研究、①その後におけるソ連共産党中央委員会付属マルクス・レーニン主義

研究所による作業、8一九六五年のゴロジェツキーの研究、6一九六七年に発表されたスピーリンの総括的統計等が8

あげられる。スピーリンによる統計は、最新の包括的な資料として注目されるべきである。

関係及び政治状況を一面でリアルに示すものであった。レーニンは後年、同選挙を本格的に総括した論文『憲法制定 議会の選挙とプロレタリアートの独裁』の中で次のように書いている。 選挙結果は、エスエル党、選挙委員会、選挙準備期間等の重要な問題を含みつつもなお当時のロシアにおける階級

定議会の選挙と、 とができる。」 せてみると、あらゆる資本主義国のブルジョア議会制度とプロレタリア革命とに関係するいくつかの結論をくだすこ .ついてのマルクス主義の学説の基本的真理を、かさねてわれわれにしめしてくれる。」「一九一七年十一月の憲法制。。。。。。。。。。。。。。。。。。。 憲法制定議会の選挙についての資料は、それを利用する能力さえあれば、それを読む能力さえあれば、 一九一七年十月から一九一九年十二月までのロシアにおけるプロレタリア革命の発展とをつきあわ 階級闘な

団体一三・五%、 二四・○%、エスエルが実に四○・四%、メンシェヴィキニ・六%、カデット四・七%、小ブルジョア的民族主義諸 都市部では平均五〇%の投票率であったが、ペトログラードで七一%、モスクワで六五・四%に達したことは注目さ 全ロシアの有権者総数は約九千万と推定されることから、全体として五〇%を上まわる投票率であったといえよう。 七八選挙区のうち、資料未発掘の十一選挙区を除いた六七選挙区において、四四四三万三三〇九票が投ぜられた。 一方農村部においては六○—八○%の間であった。次に各政党の全国的得票率については、ボリシェヴィキが ブルジョア的民族主義諸団体七・三%、その他七・五%であった。

=

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

実現等にとってこの選挙戦がいかに作用したかをみることが重要である。選挙過程は、これらの指標に対して全体と 指標として侚プロレタリア独裁の形成・強化、⑴農村における社会主義革命の遂行、⑴労農同盟の発展、 ヴィキ内にある「立憲的幻想」の克服と党内団結の前進、⑹軍隊の一層の革命化、⑴経済的変革、特に労働者統制の いるように、レーニンがこの結果をボリシェヴィキの「勝利」として評する内容をさらに深めて考える必要がある。 - ニンの言う「勝利」とは、「階級闘争と社会主義の見地」 からのものであることは言を待たない。全体的評価の (d)ボリシェ

てはプラスの方向に作用したと言えよう。この時期に、'a'ソヴェト権力の安定化、b'左翼社会革命党の創立と同党の 整備、ff産業国有化と生産の労働者統制の端緒の獲得等が集中していることは、選挙が十月革命過程の有機的な構成。 連合ブロックの多数派形成と勝利、仏ボリシェヴィキ内思想闘争の一定の前進、 ボリシェヴィキとの同盟関係の発生、は第二回全ロシア農民ソヴェト大会におけるボリシェヴィキ・左翼 エスエル (e)軍隊への影響力増大とその革命的

以下、この勝利がいかなる根拠によって獲得されたのかを、レーニンの分析を整理しながら検討する。

部分となっていたことを表現している。

のみならず、エスエル・メンシェヴィキといった小ブルジョア中間政党に対しても決定的な優位を獲得したことには 挙区及び中央工業諸県において、プロレタリアートの党であるボリシェヴィキが地主・ブルジョア諸勢力を圧倒した 第一に、圧倒的多数の労働者階級の支持と強力なその前衛党の存在があげられる。このことは北部地方の工業的選

っきりとあらわれている(表1を参照)。同時に重要なことは、「プロレタリアートの間でボリシェヴィキと競争して

* -			- ~		-	ボリシェヴィキ	エスエル	メンシェ ヴィキ	カデット	小ブルジョア的民 族主義者	ブルジョ ア的民族 主義者	その他
北選		トロ	グラ	- 1	,県	48.7	25.5	1.3	13. 7	3. 2	3.4	4.3
部 工 挙	~	トロ	グラ	- 1	市	45.3	16.8	3. 1	26.3	_		8.5
業区	IJ	フ	ラン	/ F	県	71.9		5. 2		22.9		
中選	モ	ス	ク	ワ	県	55.8	26. 2	4. 2	6.7	-	-	7. 1
央	Ŧ	ス	ク	ワ	市	50. 1	8.5	2.9	35. 9	_	_	2.6
工	١	ヴ	æ	ij	県	53. 1	37.5	2.2	5.0		_	2. 2
業区	ウ	ラジ	ξ.	- ル		56.5	32. 2	2. 2	6. 2	_	_	2. 9

<レーニン全集② p. 254. スピーリン前掲書 crp. 416-7 より作成>

果は、

一急速な、 p ており、中間諸党が低迷していることは興味深い事実である。選挙結 ある。両首都でボリシェヴィキとカデットとが覇を競うかたちになっ 中心地で、ボリシェヴィキは力の圧倒的な優位をもっていた」ことで

シアの国家機構の変革の課題と密接な関連をもっていた。

快定的な打撃によって両首都を資本主義的国家機構全体

によって証明することができたのである。」 関を利用して、 もっていたので、 トこそ彼らの唯一の確かな同盟者、味方、指導者であることを、行為 いじみた反抗やサボタージュ等々にもかかわらず、中央の国家権力機 両中心地(経済ならびに政治の点での)を獲得する可能性を確実に 非プロレタリア勤労大衆にたいして、 われわれは、官僚や『インテリゲンツィア』の気違 プ

p  $\nu$ タリア やぶられたのであって、この闘争がプロレタリアートの前衛を鍛え、 シェヴィキは「一五年にわたる闘争(一九〇三―一九一七年)で打ち いる党」であるメンシェヴ ィキが同選挙に完敗したことである。

メン

啓蒙し、組織して、それを真の革命的前衛につくりあげたのである。」

第二に、「両首都で、

ロシアのもっとも主要なこれら二つの商工業

「奪いとる」ことができたことが導かれる。この根拠こそがソヴェト権力の勝利と安定にとって最も肝心なものであ ここから第三の根拠として、ボリシェヴィキが非プロレタリア勤労大衆の多数をひ きつ け、 中間諸党から彼らを

ったとレーニンは強調してい

し、またならなければならない。」 「一階級すなわちプロレタリアートの手中にある国家権力は、非プロレタリア的勤労大衆をプロレタリ ア・ト・

ョア国家機関の即座の完全な破壊と労農同盟に依拠した新しい国家機関の創出、()プロレタリアートが そのための条件は、匈ブルジョアジーをうち倒し、プロレタリアートが国家権力を掌握すること、 6 抑圧的旧ブル

の役割を果たした。人民の国政への広範な直接的参加と政治的訓練がなされたことの意義は大である。(2018) 成果を全国に浸透させると共に、その後のプロレタリア独裁の真の発展を支える基盤を造ったという特筆すべき二つ の選挙戦における全ロシア的規模での巨大な大衆的実践、特に広大な農村地域での集中的政治戦は、 十月革命の

第四に、ソヴェト権力とボリシェヴィキの軍隊における活動の成果が顕著にあらわれたこと で ある。 スピーリン

は、全軍隊における得票内容を、ボリシェヴィキ四○・九%、エスエル四○・%八、メンシェヴィキ○・四%、カデッ

一・九%であるとしている。 特に首都に近い戦線でボリシェヴィキが圧倒的優位を占めていたことは重要である。

シア軍が多くの場合「軍服を着た農民」と評される人々により構成されていたことを想起する時、ボリシェヴィキ

軍隊における戦線別得重数 (単位千重)

西 部 戦 線 180.6 653.4 16.7 125.2 976 南 西 部 戦 線 402.9 300.1 13.7 290.6 100 ルーマニア戦線 679.4 167.0 21.4 260.7 112 カフカーズ戦線 360.0 60.0 ? — 42	計
西 部 戦 線 180.6 653.4 16.7 125.2 976 南 西 部 戦 線 402.9 300.1 13.7 290.6 100 ルーマニア戦線 679.4 167.0 21.4 260.7 112 カフカーズ戦線 360.0 60.0 ? — 42	
南西部戦線     402.9     300.1     13.7     290.6     100       ルーマニア戦線     679.4     167.0     21.4     260.7     112       カフカーズ戦線     360.0     60.0     ?     -     42	0.0
ルーマニア戦線     679.4     167.0     21.4     260.7     112       カフカーズ戦線     360.0     60.0     ?     -     42	6. 0
カフカーズ戦線 360.0 60.0 ? - 42	7. 4
	8.6
バルト艦隊 - (120.0) (12	0,0
	0.0)
黒海艦隊 22.2 10.8 — 19.5 5	2.5
総計 1885.1 1671.3 51.8 756.0 436 + (12.00) + ? + (1	
1791.3	

<レーニン全集30 p.260>

れた戦線でも、ボリシェヴィキがエスエル党から農民を奪い なかった。 の獲得にたいして反抗するというようなことは問題になりえ とる時間と可能性をもっていたときに、軍隊がプロレタリア・・ 倒的な優位を占めてており、またその他の中央から遠くはな ていたのである。北部戦線と西部戦線でボリシェヴィキが圧 圧倒的な優位を保障するような政治的な『打撃の拳』をもっ トの十月革命にたいし、プロレタリアートによる政治権力 十一月選挙は以上のような内容を持つものであった。

が第一党となったことは大きな意味を持っていた。表Ⅱは、レーニンの以下の指摘をよく証明している。

「したがって軍隊内でも、ボリシェヴィキは、一九一七年十一月には、すでに決定的な瞬間に決定的な地点で力の

介しておく。 装反革命との関連で、選挙の地方別集計と党派別議席数を紹 (表Ⅲ・Ⅳ参照)

の機会に譲ることにして、ここでは十一月以降顕在化する武

の分析について本稿ではこれ以上詳論する余地が無いため他

結果

三二七

表Ⅲ ロシア各地方における得票総数及び得票率 (%)

	` `	`.	`\	09	ロレタ 党 <b>&lt;</b> 共産			  小ブル   <b>く</b> エス   ヴィ	エル	 . • با		74764	諸党ブル	派くカ ジョア	総	<u>;</u>	計
全	p	シ	ア	10,	661.	130	24	26, 47	73,4	155	59. 6	7, 298	, 724	16. 4	44,	433,	309
北	部	地	方	1,	151,	894	36	1,43	31, 1	101	45	416	, 217	19	2,	999,	212
中:	央工	業均	也方	3,	0443	, 71	46	3,67	9, 7	723	40	892	, 721	14	6,	616,	815
ヴ	ォル	ガ爿	也方		868,	458	16	3, 65	2, 9	992	64.5	974	, 223	19. 5	5,	505,	673
中:	央黒	土地	也方		754,	048	18	3. 14	4,4	108	<b>75.</b> 5	242	, 259	6.5	4,	140,	715
村	東部	部 地	方			565	11	89	97, 4	114	39	1,072	, 904	50	2,	229,	268
ウ	ラノ	ル地	方		482,	565	16. 5	1, 44	4,0	)28	48	968	, 172	35. 5	2,	912,	765
- シ・	ベリ	ア地	也方		287.	232	10	2, 20	3, 5	547	79	300	, 281	11	2,	791,	060

<スピーリン前掲書 OTP. 62>

## 表 IV 党派別獲得議席数

社 会 革 命 党(右派)	370
ボリシェヴィキ	175
社 会 革 命 党(左派)	40
立憲民主党[カデット]	17
メンシェヴィキ	16
人民社会党[エヌエス]	2
民族的諸団体	86
不 明	1

<ミンツ前掲書 crp. 972より作成>

るように、コンミューン的原則にのっとって矛盾を解決するための具体的方策が、憲法制定議会議員に対するソヴェ 矛盾の質に対応して柔軟かつ原則的に解決される必要がある。プロレタリア独裁下の議会が政治過程を正しく反映す く、「プロレタリアートの独裁とは人民の強力のみに依拠する」のであって、敵対的社会現象は、それぞれの内包する によって現実化する態度を貫いたのであった。勿論このことは法至上主義や抽象的法治の是認を意味するものではな 変化を充分には反映しにくい結果を一面として持っていた。この事態に対して、ソヴェト政府は原則や法を大衆運動 実世界とは異なった旧世界を表現する側面を持っていた。ことに政党比例代表制選挙のために、国民の急激な政治的 トの「召還権《Право отзыва》」の承認と実践であった。 先述したように、社会革命党の左右への明確な組織分裂の結果、革命前に提出された候補者名薄による選挙は、 現

作成され、二一日の全露労兵ソヴェト中央執行委員会にて報告・提案され、承認を受けた後、直ちに発せられた。 『召還権についての布告《Декрет o праве orзыва делегатов》』は、その草案が十一月十九日にレーニンによって

選挙の中で貫いたが、勤労人民はそこで驚くべき政治的階級的成長を遂げた。ブルジョア民主主義は、運動の中で新 しい人民の民主主義に急速にとってかわられつつあった。召還権はその最も顕著な表現の一つである。⑴ケレンスキ なわちコンミューン的原則の発現にある。ソヴェト権力はその成長と強化のために「新しい形態での階級闘争」を総 布告の支柱は、資本主義的政体より質的に前進した社会主義的政体における人民的・プロレタリア的民主主義、 す

政府が定めた選挙制度、 ②「ロシアにおける党派精神、 党の位置・役割」、③エスエルの分裂といった点を考慮す

徴となっている。」十月革命以降の政治的な「民主化の方針」の必然的連続の上に召還権は登場した。 道はとざされてしまうことになった。一方「全ての歴史上の革命期には、召還権の認可が、憲法のあらゆる改変の特 ソヴェトの成長が妨げられると共に、旧臨時政府と反動勢力の行動を充分制約できず、その結果革命の平和的発展の を目的とした「召還権――ほんとうの監督権」の封殺が行なわれていた。また二一九月の労兵ソヴェトにおいてすら、 自己保身的なメンシェヴィキ・エスエル連合指導部によって、代議員召還権は握りつぶされたのであった。このため レーニンの報告にあるように、当時資本主義諸国では民主主義的な代表(選出)権をあらゆる面から制限すること

人民の権利を纂奪することである。」 憲法制定議会から〔議員を〕召還する権利をあたえないことは、人民の革命的意志を発露させないことであり、

者の利益のために」組織される「暴力《насилие》」と表現している——の徹底した実現と組織化のための法的表現な。。。。 的対立も存在していないのである。召還権は、ブルジョア民主主義的な 形式論や 無制限の 個人主義に ではなく、人民の意志の正当な発露――レーニンはそれを勤労者自身の「革命的エネルギーと創造力」または 「真にもっとも民主主義的な比例選挙」と、召還権との間には、純技術的な面での困難はあっても、いかなる内在 立脚するもの ェトにあた

えられなければならな」かったのである。

てではなく、社会主義的民主主義形成のための一般的手段のひとつとして把握していることである。現在に至る各国 さらに重要と思われることは、レーニンが召還権の実施を当座の憲法制定議会のりきりのたんなる便宜的方策とし

ば「一つの党から他の党への権力移行は、血をながさないでたんなる改選によっておこなわれるであろう」と。こう 性が内包されていることが理解されねばならぬ。かくてレーニンは述べている。召還権がソヴェトに与えられるなら の社会主義建設の歴史を一瞥しただけでも、この思想をたんにコンミューン原則の当然の表現として通過できぬ重要

した彼の思想はこれまで充分な注意を払われてこなかったが、現在の社会主義社会における国家権力の態様、複数政

表機関あるいは代表会議をも真に民主主義的なほんとりに人民の意志を代表するものとみなすことができる」という (4) 「選挙人が自分で選出したものを召還する権利が承認され、適用されるという条件のもとではじめて、どんな代

「真の民主主義のこの基本的、原則的な命題」の憲法制定議会への必然的適用。

党制といった問題に多大の示唆を投じている。

次に布告の骨子を整理しておこう。

ほんとうに服従させることを実現するためのいっそう複雑な措置を必要とする」が、両者は思想的にも論理的にも対 66 「多数決による選挙制よりも民主主義的である比例選挙制は、召還権を、すなわち人民の選出したものを人民に

立するものではなく、これを根拠にして同権を実行しなかったり制限したりすることは明白な誤りであること。

党の内部に分裂がおこる」時、改選を必要とする選挙区が発生するのは当然であり、その際「真の民主主義の利益か (6)比例代表選挙下で「階級勢力の相互関係と政党にたいする階級の関係とに大きな変化がおこり、とくに有力な政

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

員としてのその資格を維持しようとする欲求が、人民が自分の代表者を召還しようとする意志の実現にさからいえな らみて無条件に必要なことは、改選の指定が改選されるべき機関だけに左右され」ることなく、「被選出機関が代議

もとづく普通の手続によっておこなわれる」こと。 関における改選を指定する権利」 とその日取りを決定する権利を有し、「改選そのものは比例選挙制の厳格な基準に

この召還権の完全な実施を掌握し指導するために、ウリツキーが全ロシア選挙委員会付人民委員に任命された。

だ

(4)結論として、全ソヴェトは「すべての都市、ゼムストヴォ、一般に憲法制定議会をもふくめたいっさいの代議機

が人民の力と意志を認めることを恐れた同選挙委員会は公然とこれを拒否すると共に、選挙直後に公表された旧政府 メンバーによる檄 ――十一月二八日午後二時からタヴリーダ宮殿にて議会の開催を強行する――の路線にしがみつい

れた。彼らは、旧臨時政府にのみ服し、ソヴェト政府の布告をあくまで認めぬ旨の声明を発表してあからさまな反政 ていた。十一月二三日、布告の拒絶―反政府行為の責任を問われて同委員会委員は一旦逮捕されたが二七日に釈放さ 府活動を開始した。

つまびらかでないが、エスエル右派及びカデットの指導的部分の多くが召還されたことは特筆されてよいであろう。

こうした事態の中で人民により召還権が行使され一定の成果をおさめた。その全容、技術的処理状況等に関しては

組織としての性格をおびた「全ロシア憲法制定議会擁護同盟」が結成された。 に結集せよ!」というメッセージを一斉に掲載して反政府宣伝を集中した。二三日には反ソヴェト諸派の統一的共闘 ことを迫るものであった。この時期、反ソヴェト勢力はそれぞれの機関紙等において「憲法制定議会を擁護するため 民による召還権の行使を恐れての先制攻撃であると同時にプロ独裁としてのソヴェト権力を憲法制定議会に解消する た。これは「議会内多数派」(エスエル右派・メンシェヴィキ・カデット等)が、 ソヴェトの政治的権威の増大と人 発した。同月二八日に議会を開催するというこの宣言は、何らの法的拘束力も公的正当性も持たぬ一片の声明であっ 選挙の結果に色をなした旧臨時政府閣僚グループは、十一月十六日「全ロシア憲法制定議会開会宣言」なるものを

員の首都集結、第二にソヴェト政府の任命する人物による開会宣言である。 める一方、二六日に議会開会条件に関する布告を発した。条件とは第一に議会定員の確実な過半数である四百名の議 これに対してソヴェト政府は、反革命陰謀指導グループの逮捕、召還権の行使でもって合法的に敵対勢力を追いつ

装ユンカー・士官・サボタージュにより罷免された官吏・地主・ブルジョアジーが参加し、タヴリーダ宮殿前に集結 だ――に、「擁護同盟」 の名の下にペトログラード市内デモンストレーションが敢行された。 このデモには数千の武 する一方で、首都中枢での一大示威運動に公然と着手した。十一月二八日――彼らはこの日を「偉大なる日」と呼ん 反ソヴェト勢力は二様の戦術をかみ合わせていた。彼らはドン地方でカレーディン将軍を総指令とする内戦を開始

ののと、ドイス「古里」に表示して

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

彼らのスローガンは「全権力を憲法制定議会へ!」というものであった。集会でペトログラード市長のシュレ

ーダーは演説を次のように結んでいる。 「最後の血の一滴まで憲法制定議会を擁護せよ!」憲法制定議会よ、永遠なれ!」

して、議会活動を己に有利な方向に進めるべく既成事実をつくろうとしていた。 宮殿内では、 、カデットやエスエル右派等の議員たちが、その党派的会合をもって「憲法制定議会議員小協議会」と称

「憲法制定議会はまだ存在していなかったのにイギリスの大使ビュッケネンは、イギリスは憲法制定議会を政権と

諸列強もまたこの機をのがさずに反ソヴェト勢力の支援にのりだした。

\*制定議会の権威をたかめその地位を強化するために、その会議に出席するよう提案した。」 して認めることができると言明していた。アメリカ合衆国の大使フランシスは、協商側諸国のすべての代表に、憲法

事態の深刻化に即応して全露ソヴェト中央執行委員会は、同日夜「反革命的内戦指導者逮捕令」を布告し、シンガリ

委員会が更迭された。ソヴェト政府の機敏な対応は、 反革命活動の 最後的組織化を一時的に 制圧することに 成功し た。だが、「いまや内戦が開始した中で、 ソヴェト政府は憲法制定議会とソヴェトとの関係、 ョーフ、ココシキン、ドルガルーコフらを身柄拘束した。翌二九日には公的存在の正当性の一切を喪失した全露選挙 国家的、制度的、また

政治的関係をいかにすべきかという問題」を改めて問い直されることになったのである。 十一・二八事件を境にして、政府及びボリシェヴィキ党内には憲法制定議会に関する種々の見解が生れていた。そば

の一は「内乱の情勢のもとで」人民の利益を最優先しつつ、政府決定である開催条件の充足を待って同議会を開会す

全ロシア農民代表ソヴェト大会の党派構成

臨時大会 第2回大会 党 派 (11/10-25) (11/26-12/10) 55 91 左翼社会革命党 350 110 社会革命党(右派) 305 50 そ の 他 40 44 総 計 255 **79**0

< レーニン全集の pp. 591-3の事項注より作成>

ボ

リシェヴィ

キブロッ

クの多数派形成によって、

ロシア最大の政党であるエス

エ

ル

右派の大衆基盤が崩壊したことである(表V参照)。既に憲法制定議会選挙

あった。その第一は、第二回全ロシア農民ソヴェト大会における左翼エスエル

と並行した時期の同ソヴェト臨時大会では、

左翼勢力が主導権を握り全露農民

臨時執行委員会はただ

ソ

グェ

ト執行委員会を右派から奪取することに成功し、

公会 «Революционный конвент» (十一月下旬から十二月上旬) に、 それは蜂起の前後に発生したブルジョア議会主義的な「立憲的幻想」と同種のものであった。さらに こ のは イコフらに代表される議会内ボリシェヴィキ議員団臨時事務局によるソヴェト・憲法制定議会結合論 を創設する」というブハーリンに典型的にみられる見解である。その三は、 地方諸組織から憲法制定議会解散論がでていることも注目されよう。 をはらみながらもソヴェ だが新たな意見の相違と動揺の発生の一方で、政治情勢全体としては流動 ト権力の強化と労農人民の飛躍的前進がみられたので ル的多数派を排除して革命。

メネフ、

ル

るというレ

1

ンを中心とする多数意見である。

その二は、

議会内の「カデッ

۱ •

ェ

ス

エ

カ で

正。 檄は、 ちに全露労兵ソヴェト中央執行委員会との合流を決定していた。 しいの 、真の憲法制定議 一会を確保する」ために、 ()を拒否する議員を召還するこ 第二回大会の

全 シア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

(c)

労農同

盟

の強化と社会主義の勝利を促進することを、

農民に呼びかけて

ミヤ

い る。 69

果たした。ソヴェト臨時政府は確固たる労農同盟を公的基礎とすることによってその臨時的性格を事実上揚棄するに 動の主要な論理の一角がつき崩された。このことはまたボリシェヴィキ党内の憲法制定議会幻想を覚醒する作用をも 式協定がついに成立し、同党の臨時政府への参加が決定した。ここにボリシェヴィキ独裁反対という反共的反政府活 キとの間に統一戦線を形成するに至ったことである。十二月九日には人民委員会議と左翼エスエル中央委員会との公 左翼社会革命党の正式な創立大会が十一月十九日→二八日に開かれた後、 同党が一層明確にボリシェヴ

盟は、軍隊内におけるソヴェト権力の優位を一層強化するのに大きな寄与をなしたことを指摘しておこう。 関するへゲモニーを、労働者と農民の手に委ねるものであった。さらに第四に、ボリシェヴィキと左翼エスエ と同党が、十一月下旬における首都での反革命勢力の強烈な計画的ゆさぶりをおさえきったことは、議会召集問題に 時政府に集中され、その結果ボリシェヴィキが実質的にも形式的にも圧倒的な力の優位を獲得したことである。 このような政治的推移をふまえて、 第三に、 ソヴェ ト権力が従来からの主張通り憲法制定議会選挙を行なったことによって広汎な国民大衆の信頼が臨 レーニンは十二月十一日のボリシェヴィキ中央委員会において、同党議員団臨 ルの同

「憲法制定議会内のボリシェヴィキ派社会民主党議員団の臨時事務局は、 憲法制定議会に対するわが党の態度につ 時事務局による憲法制定議会へのソヴェト権力の事実上の従属的結合及び同議会の即時召集という提案に対して次の

ような決議案を提出した。

時事務局員の大多数あるいは全部?)が、階級闘争と内乱の現実的な諸条件を考慮にいれないで、憲法制定議会をブ ルジョア民主主義的見地から考察するというまったく非社会民主主義的な人々であることをしめした。以上の点を考 いての原則的決議を作成するという主要な任務をはたすうえで怠慢であった。多数の個々の声明、 提案、表決は、臨

慮にいれて議員団は、 この決議案が同中央委員会において採択されたことによって、「立憲的幻想」は三たびうち破られた。さらにこの 臨時事務局を罷免し、新しい事務局を選出することを決定する。」

態度、とりわけさし迫る課題としての召集問題に関する最終的方針決定の条件ができあがったと言える。 時点で、先述した如く左翼エスエルの政府参加の決定という事実が重なり、ソヴェト権力の憲法制定議会への具体的 ここでこの時期にきわめて重要な役割を果たした左翼社会革命党の権力問題 ――ソヴェト政府参加問題、 憲法制定

主張と同様な「社会主義的同質政府」を要求した。だがその後の事態の推移と同党支持層自体の政治的成長を契機と 議会召集問題――に対する態度について付言しておく。十月革命の直後、彼らはボリシェヴィキのカーメネフたちの してそのスローガンをおろし、さらに右派と組織的に訣別するに至った。政治的試練の帰結として彼らはソヴェト政

基盤を拡大した。この行動を通じて社会革命党の左翼は、その時までロシアの解放運動において主導的役割を果たし 「この行動を通じて、ソヴェト政府はこれまでのように単一党政府であることに終止符を打ち、その社会的政治的

同党の指導者の一人であったステインベルクは次のように記している。

府への参加を決定した。

てきた党からの分離を確定的にしたのであった。」 彼らは政府参加の意味を、 ロシアの精神的・道徳的・社会的な根底的変革の要求に基づき「人民主義者の培ってき

た伝統的な理想に重みと強さを加えたいと願い」、 同時に都市プロレタリアートと共に勤労農民、 知識人をも代表し

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

あるとした。 て、「一党支配の体制が確立されるのを食いとめ、ボリシェヴィキの独裁的傾向という潮流に逆らって進」むこ と で

ここから看取できることは、第一に彼らがこの時期に階級闘争での人民大衆の利益を真剣に追求したということで

ったことである。これらは同党の「独裁」論に集中的に表現されている。創立大会での独裁問題に関する決議は次の 第二にそれにもかかわらず彼らがエスエル的伝統そのものを批判的に総括する努力を充分追求しきれていなか

ように述べている。

を革命的民主主義の統治を危りくする方法であるとして拒否する。」 とを回避するものではない。しかしながら、 「ロシア共和国における独裁制は、 国民の圧倒的多数による独裁制であるが、革命の敵に対して抑圧手段をとるこ テロ体制をとる必要性はいささかも存在しないし、かつまた、党はこれ

その現実的な存在態様を充分考察しなかった。特に「ボリシェヴィキ独裁論」は、不完全な事実認識――例えばボリ 彼らは、人民による独裁(プロレタリアートの独裁との微妙な差異に注意すべきである)一般を認容する一方で、

シェ

だされたものであった。ステインベルクは述べている。

ヴィキが一党独裁を目指しているという誤まった認識等

-及びマルクス主義独裁論の不充分な理解とから導き

「彼らは〔左翼エスエル――早川〕、唯物論的観念を抱き狂信的なまでにプロレタリア的・国家主義的妄想に取り

つつかれたボリシェヴィキと彼らとの間にある相違を明確に自覚していた。」

の中でその役割を人民自ら決定すること」を要求した。 待ち焦れていたその議会が機能するのを人民自らが見とどけた上で、十月革命以降に作り出された新たな歴史的状況 ェト体制を転覆する希望のよすがになりつつあると警告した。 同党は憲法制定議会について、「人民が積年にわたり ていた。同党は、「新たな危機が無気味に迫」り、憲法制定議会の「壮重な名前のもつ権威によって」、同議会がソヴ しかしながら同党は、憲法制定議会に関する現実認識においては、カーメネフらよりも前進した鋭い見地を獲得し

さて議会召集問題に目をもどそう。ボリシェヴィキ内部の憲法制定議会崇拝が、議員団臨時事務局の更迭決定によ

れ、議会問題の全体的総括としての性格を持ち、その後の事態の推移を規定するものであった。テーゼの内容は次の 日の全露ソヴェト中央執行委員会に『憲法制定議会についてのテーゼ』を提出した。テーゼは十九項目から 構 成 さ って後退を余儀なくされた時、レーニンはただちに議会問題について理論的及び政治的決算をなすべく、十二月十二

(一) 憲法制定議会召集の要求が「革命的社会民主主義派の綱領」に入っていたことの正当性。

(二)「ソヴェト共和国が、 憲法制定議会をもつ普通のブルジョア共和国よりも、 民主主義のいっそう高度な形態

である」こと。

ように整理される。

ヴェト共和国は、「いっそう高度な型の民主主義制度の形態である(憲法制定議会をいただく普通のブルジョア共和 (三)「ブルジョア体制から社会主義体制への移行にとっては、すなわちプロレタリアートの独裁にとっては」、ソ

国にくらべれば)ばかりでなく、社会主義へのもっとも苦痛のすくない移行を保障できる唯一の形態でもある。」

(四―十五)議会の召集を十月革命前に提出された名薄にしたがって行うことは、「一般には人民の意志、とくに勤

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

裂。第二により重要な「社会経済的・階級的な根源」――選挙の時、人民の圧倒的部分が十月革命の「規模と意義と をまだ完全に知ることができなかったという事情」。 またその後十月革命が 「われわれの目の前でその諸発展段階を 労大衆の意志」の正しい反映を不可能にすることである。勤労人民の意志と選出された議員の不一致とその根源。第 一に「形式的・法律的根源」――政党別名薄に基づく比例選挙制の下でのロシア最大の党であるエスエル の 織分

わく内で考察しようとする試みは」、人民の事業に背を向け、「ブルジョアジーの見地にうつる」ことである。 (一七) 議会問題を、「階級闘争や内乱を考慮しないで、 形式的・法律的な面から、 普通のブルジョア民主主義の

(一六)「この革命の利益が、憲法制定議会の形式的権利に優先することは当然である。」

あいついで経過している」こと。

苦痛のない仕方で解決する唯一の」道は、議会がソヴェト権力とその政策を無条件に承認し、反革命との闘争に「決 (一八)「憲法制定議会の選挙と、人民の意志ならびに勤労被搾取諸階級の利益との不一致のために生じた危機を、

然と参加すること」であり、また召還権をただちに実践することである。

決」し得ない。「この闘争においてソヴェト権力の手をしばろうとするあらゆる試みは、 (一九)「これらの諸条件をよそにしては、 憲法制定議会に関連しておこった危機は、 革命的方法によってしか解 反革命をたすけることにな

全露ソヴェト中央執行委員会がこのテーゼを承認した後、十二月二〇日に同委員会と人民委員会議は、議会召集問

題の最終決定をみたのである。 同日の中央執行委員会でジノヴィエフが問題を的確に整理した発言を行なっているの

「憲法制定議会が、 第二回ソヴェト大会の綱領を承認しソヴェト政府を認めるならば、 同議会は認容される。

そうでなければ、同議会は社会革命の路辺の一石となり、ソヴェト政府はそれを除去するであろう。憲法制定議会は

ソヴェトの亡骸の上にのみ自らの綱領を実現するしかなくなるが、それは不可能である。

月五日と宣言する」との決定をなしたのである。 かくてソヴェト政府は、「四百名の議員の出席をもって定足数とする 全ロシア憲法制定議会の開会日を 一九一八年

- (1) ーニン全集(邦訳・大月書店版)☎二四七頁。
- ーニン全集26二五五頁。
- (3) (2) ーニン全集20二五九頁。

(4)

レーニン全集20二六四頁。

льный характер Второго Всеросийского съезда Советов и конституционное значение его решений «Уч. 大会が実際に《国家の新しい型を創設》して自己の諸決定を法律として確定したことに求める(См. Делов, Н. Н., Учредите |間に興味深い議論がかわされている。ジェドフはソヴェト大会を《新しい型の特殊な憲法制定議会》であるとし、その根拠を 第二回ソヴェト大会と憲法制定議会との関連について、ジェドフ (Н. Н. Дедов) とゴロジェツキー(Е. Н. Городецкий)

ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問題

зап. Свердловского юридич. ни-та», т. 8. 1959. стр. 9»)。ゴロジェツキーはこれを狭隘な法律家的見地であると批判し、 「ブルジョア的国家の創設と異なり、ソヴェト的国家機構の創設は、臨時的行為ではない。この過程はソビェト権力がロシア

истическая Революция и Государственный Аппарат, стр. 82, изд. Московского Университета) 1918 гг., стр. 36, 1965, Москва)この論議についての言及がレスノイの論文でなされている。(Лесной, В. М., Социал-大会」の特質を正確に把えていないと結論している。(Городецкий, E. H., Рождение Советского Государства 1917-フが「そこにおいてソヴェト権力の創生がソヴェト憲法の基礎を採択することによって完了したところの第三回全露ソヴェト の全領域に確立された全時期、即ち一九一七年十月から一九一八年二月までの時期と合致する。」と主張する。彼は結局ジェド

拙稿『十月革命への道に於ける全ロシア憲法制定議会――ロシア革命と憲法制定議会Ⅰ・j』早大法研論集第九号一三五―

六頁を見よ

(7)定議会の召集とその解散Ⅱ』(広島大学『政経論叢』一三巻五・六号)一二六頁参照 例えば、平館利雄 『パリ・コミューンと十月革命――比較社会主義論序説』(民衆社) 二〇九頁、 中村義知『ロシア憲法

革命勢力の拠点と化した時点において、ソビェト政府が議会の解散を決定したという史実をみる時、「結合型」理論の弁証 後に、労兵・農民両全露ソビェトの統一の過程で憲法制定議会の果たすべき役割が実質的にも消滅し、その対極で議会が反

が容易に理解され得る。

レーニン全集26二四四-五頁。

(10)См. Лесной, Указ. соч., стр. またレーニンは次のように述べている。「だいたいブルジョア議会がずっと以前からあったのか、 それともつい最近になっ 79

(あるいは解散するのをゆるすこと)にどれだけの用意ができていたか(思想的に、政治的に、実践的に)が問題なのだからてからであるかが問題なのではなくて、広範な勤労大衆がソヴェト政府を採用し、ブルジョア民主主義議会を解散 する こと である。」(『共産主義における「左翼」小児病』国民文庫版六四頁)

(11) См. Минц, И. И., История Великого Октября, том 3, стр. 927, 1973.

会を得たいと考えている。 別稿(『ロシア憲法制定議会とプロレタリア革命の論理──ロシア革命と憲法制定議会Ⅱ』)として発表の機

―例えば《ブルジョア的旧国家機構破壊》のテーゼと「結合型」との 関 連

尚おこの時期に関する国家理論上の諸問題-

に譲歩して、ボリシェヴィキには取るにたりない役割しかあたえられていなかった『社会主義統一政府』をつくること」を主 『ソ連邦共産党史・最新版』国民文庫版第二分冊三七一―三頁を参照。カーメネフらは「エスエルとメンシェヴィキの要求

張した。

ニン『国家と革命』岩波文庫版五二頁) 「マルクス主義者であるのは、階級闘争の承認をプロレタリアートの独裁の承認にまでおしひろげる人だけである。] (レー レーニン全集80二八二―三一五頁。

Минц, Указ. соч., стр. 927

Декреты Советской Власти. том 1. стр. 25-26 尚おこの間の具体的経緯については、 Bunyan & Fisher, The Bolschevik Revolution. 1917-1918, Documents and

Materials. (1931) pp. 340-45. Bunyan & Fisher, ibid. pp. 345-47 ロシア全国が七八選挙区に分けられ、各選挙単位の有権者に従って比例配分された議員定数を基礎に、各政治団体が定員に

るものであった。選挙民は結局、特定の個人に票を投ずるのではなく、各党派の名薄を選択するかたちになり、政党支持を直 合わせて優先ナンバーをつけた候補者名薄を提出した。当選者は当該選挙区での各党(リスト)の得票率に比例して配分され 接問われることになった。尚お選挙規程については、前掲拙稿一一九頁参照。

См. там же, стр. 930. ボコフは、全地方選挙委員会に対して選挙直前の十一月七日に次のように打電している。 「ペトログラード、

Минц, Указ. соч. стр. 926

モスクワ、

- のある内乱と内訌の緊張した雰囲気のうちでなされるであろう。」 その他の諸都市で起きた憂うべき事件は、 選挙に関する全作業に対して最も好ましからぬ、 「ロシアの多くの地方で〔十月〕事件はテロルを伴なった完全な無政府社会を招来させた。選挙は、人民の代表を歪める恐れ 困難さをもって反映している。」
- mbly of 1917. Cambridge: 1950, pp. 40-50. さらに地方ソビェトの確立との関連からする研究として Установление Сове-選挙状況を考察したものとしてラドキーの著作がある。Radkey, O. H., The Election to the Russian Constituent Asse. Cm. ram жe, crp. 929,またアジアアフリカ研究所訳『ロシア大十月革命史』 四六二—六三頁を参照せよ。 地方における
- тской Власти на Местах в 1917-1918 годах. выпуск второй, 1959 Москва.
- 同ビューローの選出は十一月九日に行なわれた。その後同月十九―二八日にかけて創立大会が開催された。
- 1917-1918 гг.» 1918. Москва. Святицкий, Н. В., Итоги выборов во Всероссийское Учредительное собрание «Год Русской Революции
- レーニン『憲法制定議会の選挙とプロレタリアートの独裁』全集の所収。
- АОР. Всероссийское учредительное собрание. 1930. Москва.
- См. Городецкий. Указ. соч., стр. 436-37

Ref. Radkey, op. cit.

- См. Спирин, Л. М., Классы и Партии в Гражданской Войне в России 1917-1920 гг. стр. 58, 1968. Москва.
- Городецкий, Указ. соч.
- Спирин, Указ. соч., стр. 58-64, стр. 416-25 レーニン全集30二七〇頁。
- 資料は主としてスピーリンの統計表に依った。各党得票率についての評価としてミンツ前掲書九二八―九頁、農村の選挙に
- ついては、ラドキー前掲書及び長尾久『ロシヤ十月革命の研究』四○九頁以下を参照。また中村義知・阪野亘両教授は、この ような投票結果を導いた原因として、時期、名薄、選挙委員会等の 「技術的理由」、 及び当時ロシアが農民国であったことを

が、その充分な資料的根拠は与えられていない。前掲中村論文一二七—一三六頁。阪野亘『十月革命時における憲法制定議会 共通してあげ、さらに中村教授はボリシェヴィキが「勝つための必要で可能な全力を注が」なかったことを指摘さ て る

とボリシェヴィキの戦術』(大阪大学『阪大法学』二九号)四〇―四一頁。 麘田勇『ロシァ革命における国家と法』(中央公論社版『ロシァ革命の研究』所収) 六八一頁参照。

(35) (34) См. Городецкий, Указ. соч. CM. Tam жe. crp. 353-428. さらに新美治一『十月革命とソビエト軍隊の形成(法史的概観)』(名古屋大学『法政論集』五

(36) 直川誠蔵『レーニンと労働者統制――一一月一四日布告を中心として――』(法律文化社刊 『レーニンの国家・

五号)

(37) 所収)及び笹川儀三郎『ソビエト工業管理史論』(ミネルヴァ書房)に詳述されている。 レーニン『憲法制定議会の選挙とプロレタリアートの独裁』全集30。

(40) レーニン全集の二六二頁。

(38)

レーニン全集30二五四―六頁。

❷ 『国家と革命』(レーニン)の理論が実践にうつされた。例 レーニン全集❸二六三一六頁。

(4) См. Минц, Указ. coч. cтр. 929.

46 レーニン全集の三四六一八頁。46 レーニン全集の三四四一五頁。47 レーニン 『召還権についての布告草案』 全集の三四四一五頁。

Декреты Советской власти, том 1, стр. 115–119

レーニン全集の三四七頁。

全ロシア憲法制定議会選挙をめぐる諸問

三四五

- レーニン全集の三四六―七頁。
- (51) (52) レーニン全集の三四七—八頁。
- **(53)** レーニン全集30三四八頁。
- 全な統一を見いだすのは、ひとり筆者にとどまらぬであろう。 以下レーニン全集39三四四―五頁。 この布告草案の中に、《革命家》としての レーニンと《法律家》としてのレーニンの完
- コフスカヤ、A・A・アルグーノフ、B・B・ポドビツキーをリコールした。十二軍団代表者大会は、H・D・アヴグセンチ 例えばプスコフの農民県ソヴェトは、 F・K・ポクロフスキーを、 スモレンスク・ソヴェトは E・K・ ブレシコ=プレシ

Минц. Указ. соч. стр. 932, История Коммунистической Партии Советского Союза. том 3 (Март 1917-март ェフ、A・P・ゴーツ等を召還した。他の被召還議員の中には、カデットの重鎮Ц・H・ミリューコフも含まれている。CM

- 1918 r) crp. 491, さらに前掲『ロシア十月大革命史』四六四頁を参照。
- Декреты Советской власти, том 1, стр. 159 Bunyan & Fisher, op. cit. pp. 350-51.
- Bunyan & Fisher, op. cit. p. 356
- **6**9 『ロシア大十月革命史』四六三―四頁。

Burnan & Fisher, op. cit. pp. 357-60

- 選挙委員会の諸活動は全て詭弁によって塗り固められていた。彼らの前提とする憲法制定議会の選挙は誰が(どの政府が)施
- 行したのか。彼らの是とする旧臨時政府であったのか、それとも非とする新ソヴェト政府であったのか。事態の本質は、あまり
- を結合しているか、誰が全ロシア的反革命の参謀部の役を果たしているかを明示した」と。(Минц, Указ. соч. стр. 932) にも明々白々であった。ミンツ日く「反ソヴェトデモの組織によって、カデットは、誰が単一の目的の下に個々の反革命の鎖環
- 前掲藤田論文(六八二―三頁)が論争を的確に整理している。 前掲中村論文一三九頁。

- Рубинштейн, Н., Вокруг Учредительного Собрания. стр. 126 (1929)
- Revolution 1917–1923, vol. 1, p. 123. (Penguin books) 尚お十一月二九日のボリシェヴィキ中央委員会の模様については こと」を提案した。E・H・カー「ボリシェヴィキ革命①」(邦訳・みすず書房刊)九八頁。 Carr,E. H., The Bolshevik 彼は «revolutionary convention» に変せられた新議会の「手を経てブルジョア革命から社会主義革命への移行を遂行する カーによれば、ブハーリンは「立憲制の幻想が今なお広汎な大衆の中に生きている」という理由で、議会召集を支持した。
- стр. 183. 1966. Москва. См. Рубинштейн, Указ. статья, стр. 122-4., Морозов, Б. В., Партия и Советы в Октябрьской Революции.
- См. Городецкий, Указ. соч. стр. 448-9.

Bunyan & Fisher, op. cit. p. 361. を見よ。

- レーニン『農民にたいする農民代表第二回全ロシア大会の檄の草案』全集80三七七―八二頁を参照。
- レーニン全集の三六七頁。
- ステインベルク前掲書五九頁。 ステインベルク『左翼社会革命党一九一七―一九二一』(蒼野和人訳、鹿砦社) 五七頁。
- ステインベルク『左翼エス・エル戦闘史』(蒼野・久坂訳、鹿砦社)一八四頁。
- 14・16 ステインベルク前掲書四八―九頁。 ステインベルク『左翼社会革命党一九一七―一九二一』五九頁、また同書四五頁をも参照せよ。
- レーニン全集20三八八-九二頁。
- Bunyan & Fisher, op. cit. p. 367
- Декреты Советской Власти. том 1. стр. 226